

議案第 1 1 号	三田市災害派遣手当等の支給に関する条例の制定について													
人 事 課	災害対策基本法第 3 2 条第 1 項に規定する職員の災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 5 4 条に規定する職員の武力攻撃災害等派遣手当の支給に関して必要な事項を定めるため、当該条例を制定しようとするもの。													
<p>【制定趣旨】 災害対策基本法第 3 2 条第 1 項に規定する職員の災害派遣手当及び武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律第 1 5 4 条に規定する職員の武力攻撃災害等派遣手当の支給に関して必要な事項を定めるため、当該条例を制定しようとするもの。</p>														
<p>【根拠法令】 地方自治法第 2 0 4 条第 2 項、地方公務員法第 2 4 条第 6 項ほか</p>														
<p>【制定内容】 手当の額</p>														
<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="391 741 858 887">利用施設の区分 本市の区域内 に滞在した期間</th> <th data-bbox="863 741 1177 887">公用の施設又はこれ に準ずる施設 (1 日につき)</th> <th data-bbox="1182 741 1455 887">その他の施設 (1 日につき)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="391 893 858 931">3 0 日以内の期間</td> <td data-bbox="863 893 1177 931">3, 9 7 0 円</td> <td data-bbox="1182 893 1455 931">6, 6 2 0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 938 858 976">3 0 日を超え 6 0 日以内の期間</td> <td data-bbox="863 938 1177 976">3, 9 7 0 円</td> <td data-bbox="1182 938 1455 976">5, 8 7 0 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="391 983 858 1032">6 0 日を超える期間</td> <td data-bbox="863 983 1177 1032">3, 9 7 0 円</td> <td data-bbox="1182 983 1455 1032">5, 1 4 0 円</td> </tr> </tbody> </table>			利用施設の区分 本市の区域内 に滞在した期間	公用の施設又はこれ に準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)	3 0 日以内の期間	3, 9 7 0 円	6, 6 2 0 円	3 0 日を超え 6 0 日以内の期間	3, 9 7 0 円	5, 8 7 0 円	6 0 日を超える期間	3, 9 7 0 円	5, 1 4 0 円
利用施設の区分 本市の区域内 に滞在した期間	公用の施設又はこれ に準ずる施設 (1 日につき)	その他の施設 (1 日につき)												
3 0 日以内の期間	3, 9 7 0 円	6, 6 2 0 円												
3 0 日を超え 6 0 日以内の期間	3, 9 7 0 円	5, 8 7 0 円												
6 0 日を超える期間	3, 9 7 0 円	5, 1 4 0 円												
<p>備考 この表において、「公用の施設又はこれに準ずる施設」とは、旅館業法（昭和 2 3 年法律第 1 3 8 号）第 2 条に規定するホテル営業及び旅館営業の施設以外の施設をいう。</p>														
<p>「滞在した期間」 職員が本市の区域内の滞在地に到着した日から、同地を出発した日の前日までの期間</p>														
<p>【施行期日】 公布の日</p>														